令和５年度（第67回）
船員労働安全衛生月間

（令和5年9月1日～9月30日）

実施のしおり

今年度のスローガン

「安全な　航海祈ると　家族の便り
無事故に備える　守り札」

船員災害防止協会

日本海事センター
JMC
補助事業

令和５年度（第67回）船員労働安全衛生月間にあたって

船員労働安全衛生月間は、本年度で第67回を迎えます。

その歴史を振り返りますと、第１回は、昭和32年７月15日から８月14日に全国各地で月間行事が実施されました。昭和42年10月に船員災害防止協会が創立されてからは、協会の主要な事業の一つとして、毎年、多彩な行事が企画・実施されるようになりました。月間開催期間が、漁期等を考慮して９月１日から９月30日に、また船員災害防止大会が各地で開催されるようになったのも、この昭和42年の第11回からです。さらにこの年に、第１次船員災害防止基本計画が策定されています。

月間活動がスタートした昭和32年度に比べ、船員を取り巻く環境も大きく変容を遂げました。船員数がピーク時（昭和49年）の27万８千人から現在の６万３千人に大きく減少する中、特に近年において船員の高齢化が顕著になっています。

このような中、船員の災害・疾病発生状況は、協会発足当時の昭和42年度と令和３年度を千人率で比較すると、災害が約1/5、疾病が約1/6に減少しましたが、最近の減少率は横ばいで推移しています。特に高齢船員の死傷災害、疾病率の高さが目を引きます。また、職務上の死亡災害も、陸上の他産業の災害発生状況と比較すれば、依然として高い状況にあり、災害防止のための一層の取り組みの推進が求められています。

令和５年度は、第12次船員災害防止基本計画の初年度に当たり、５年間の目標達成に向け、令和５年度船員災害防止実施計画を確実に実施し、各種月間行事も活用しながら災害防止を推進する事が求められています。令和２年度から令和４年度の間、新型コロナウイルスの感染拡大にともない、当協会の実施する活動を制限せざるを得ない状況にもなりましたが、令和４年度においては月間活動として、全国11支部を中心に、船員災害防止大会、安全講習会、訪船指導等の多様な行事を一部制限は受けたものの通常に近い形で実施することができました。今後も各行事について適切な感染防止対策を取ることや開催手法を工夫すること等により、できる限り多くの会員の参加が得られ有意義な月間活動となるよう期待しています。

船員災害防止協会は、船員の皆様が働きがい・生きがいを感じられ、家族の皆様も安心して船の職場に送り出せるような安全で健康的な職場作りの推進に努めてゆくことが変わらぬ使命であると認識し、月間の目的である「海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の推進等により、船員の災害防止を図る」ことを念頭に、創意・工夫をこらし取り組んでまいります。

本年度のスローガンは、「安全な 航海祈ると 家族の便り 無事故に備える 守り札」です。このスローガンの下、月間中はもちろんのこと、年間を通じた皆様方の船員災害防止活動の推進が　図れますよう心から祈念致します。

令和５年８月

船員災害防止協会

目　次

令和５年度（第67回）船員労働安全衛生月間にあたって ……表紙裏

目次……1

第12次船員災害防止基本計画の概要 ……2

令和５年度船員災害防止実施計画の概要……3

船員災害疾病発生状況の推移……6

令和５年度（第67回）船員労働安全衛生月間実施要綱 ……7

令和５年度（第67回）船員労働安全衛生月間実施要領 ……9

安全メモ－１・２……18

衛生メモ……20

第67回　月間応募入選作品の発表 ……22

船員災害防止協会の頒布品……24

船員災害防止協会支部・地区支部一覧……25

第12次船員災害防止基本計画の概要

第12次船員災害防止基本計画は令和５年度から令和９年度までの5年間とする。

計画の目標

第12次基本計画（令和５年度～令和９年度）の死傷災害及び疾病の年平均発生率を、第11次基本計画（平成30年度～令和４年度）の年平均発生率と比較し、下記のとおり減少させる。

死傷災害		疾病	
○ 一般船舶等	13%減	○ 一般船舶等	8%減
○ 漁船	6%減	○ 漁船	10%減
○ 合計	11%減	○ 合計	9%減

＋

・死傷災害の死亡及び行方不明者数について、２割減少させる。
・メンタルヘルス系の疾病の発生人数を、１割減少させる

主要な対策の推進

① 作業時を中心とした死傷災害防止対策
② 海中転落・海難による死亡災害防止対策
③ 漁船における死傷災害防止対策
④ 船舶の設備等ハード面での安全対策の推進
⑤ 船員の健康確保
⑥ 新型コロナウイルス等の感染予防対策
⑦ その他の健康管理上の取組
⑧ ハラスメント防止とメンタルヘルスの確保
⑨ ITを活用した健康管理等の推進
⑩ 年齢構成を踏まえた死傷災害・疾病予防対策
⑪ その他の安全衛生対策

令和５年度船員災害防止実施計画の概要

基本計画の実施を図るため、毎年国が作成している

Ⅰ　船員災害の減少目標

令和５年度実施計画の減少目標

	死傷災害	疾　病
一般船舶等	13%減	8%減
漁　　船	6%減	10%減
合　　計	11%減	9%減

船員災害発生状況等

		第10次	第11次							
		実績	目標		実績（年度）				４ヵ年経過時点	
		年度平均	減少目標	年度平均	H30	R1	R2	R3	年度平均	前期増減(率)
死傷災害	一般船舶等	0.72%	14%減	0.62%	0.63%	0.62%	0.63%	0.59%	0.62%	14%減
		292人			266人	265人	271人	253人	264人	
	漁船	1.34%	11%減	1.19%	1.34%	1.23%	1.21%	1.31%	1.27%	5%減
		333人			316人	286人	271人	279人	288人	
	全体	0.95%	16%減	0.80%	0.88%	0.83%	0.83%	0.82%	0.84%	12%減
		625人			582人	551人	542人	532人	552人	
	死亡等人数	23人	20%減	19人	21人	23人	17人	18人	20人	13%減
疾病	一般船舶等	0.88%	14%減	0.76%	0.83%	0.85%	0.74%	1.18%	0.90%	2%増
		359人			352人	365人	315人	511人	386人	
	漁船	0.87%	11%減	0.77%	0.82%	0.78%	0.74%	0.91%	0.81%	7%減
		216人			194人	181人	166人	194人	184人	
	全体	0.88%	13%減	0.77%	0.83%	0.83%	0.74%	1.09%	0.87%	1%減
		216人			546人	546人	481人	705人	570人	
	メンタルヘルス系疾病人数	17人	－	－	15人	22人	11人	34人	21人	24%増

船員の死傷災害と疾病の現状

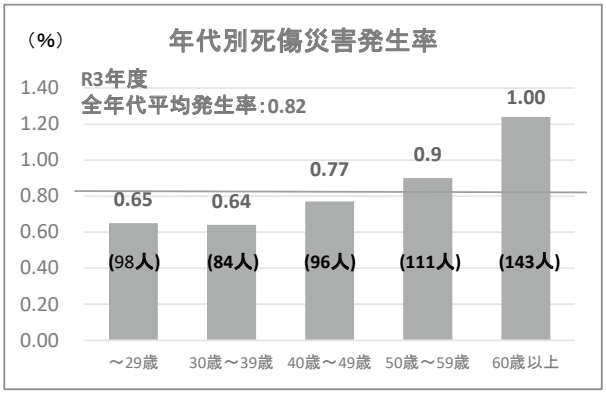

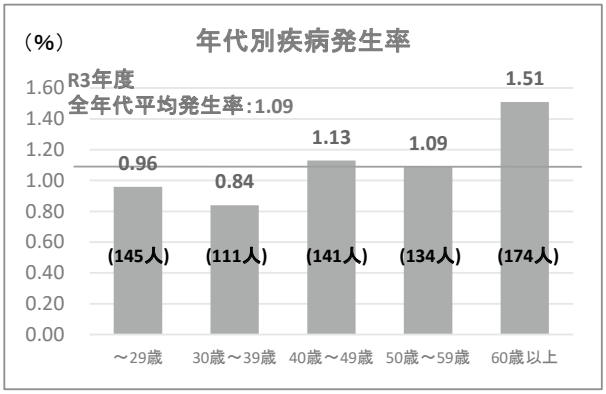

Ⅱ　船員災害防止に関し重点を置くべき災害の種類

１．作業時における死傷災害
２．死亡・行方不明率の高い災害
３．漁船における死傷災害
４．生活習慣病等の疾病
５．メンタルヘルス系の疾病
６．新型コロナウイルス感染症等の感染症
７．高年齢船員の死傷災害・疾病

Ⅲ　船員災害防止のための主要な対策

総合的な安全衛生の向上を目指した取組

１．安全衛生管理体制の整備とその活動の推進
- ⑴　作業基準、安全基準の徹底
- ⑵　若年船員に対する安全衛生に係る教育・指導の充実
- ⑶　安全衛生パトロールや安全衛生教育等の実施
- ⑷　船内における安全衛生管理体制の構築及び推進
- ⑸　労働時間労働負荷の軽減

２．船内の居住環境・作業環境の整備・改善
- ⑴　船内環境の整備・充実
- ⑵　死傷災害に係るリスク低減対策等

重点を置くべき災害に対応した取組

1．作業時を中心とした死傷災害防止対策
⑴ 「転倒」防止対策
⑵ 「はさまれ」防止対策
⑶ 「墜落・転落」防止対策
⑷ 「動作の反動・無理な動作」防止対策

2．海中転落・海難による死亡災害防止対策
⑴ 作業用救命胴衣等の保護具の使用等
⑵ 海中転落に備えた対策
⑶ 知床遊覧船事故を踏まえた対策の実施
⑷ 生存対策講習会～生き抜くために～

3．漁船における死傷災害対策
⑴ 漁ろう作業時の災害防止対策
⑵ 漁船の安全操業等に関する対策

4．船舶の設備等ハード面での安全対策の推進

5．船員の健康確保対策
⑴ 船員の健康確保に関する新たな制度の適切な実施
⑵ 生活習慣病の予防対策
⑶ 船内での供食を通じた生活習慣病の予防
⑷ 全国健康保険協会が実施する船員の健康サポート等の利用促進

6．新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策
⑴ 新型コロナウイルス感染症予防対策
⑵ インフルエンザ予防対策
⑶ ノロウイルスその他の各種感染症予防対策

7．その他の健康管理上の取組
⑴ 船員の受動喫煙防止対策
⑵ 熱中症の予防対策
⑶ その他の取り組み

8．ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保
⑴ ハラスメントの防止
⑵ メンタルヘルスの確保

9．ITを活用した健康管理の推進

10．年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策
⑴ 死傷災害防止対策
⑵ 疾病防止対策

11．その他の安全衛生対策
外国人船員に係る安全衛生対策の推進

Ⅳ　その他船員災害の防止に関し重要な事項

1．船員労働災害防止優良事業者の認定制度の推進
2．表彰制度の実施等
3．船員労働安全衛生月間の実施
4．船員災害防止協会の事業の充実及び効率化等

船員の災害・疾病発生状況の推移

災害発生率の推移

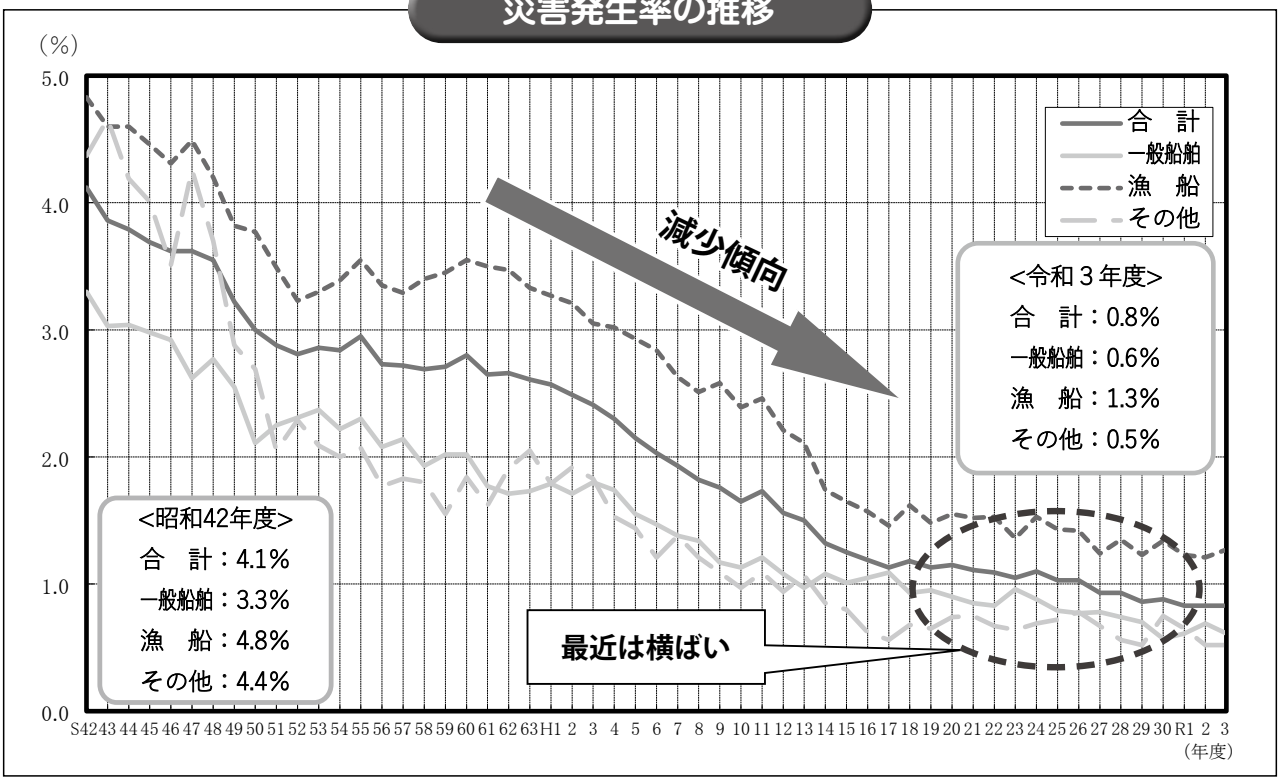

船員の死傷災害は、昭和43年度を初年度とする第１次船員災害防止基本計画の策定以降、大幅に減少。
近年は減少割合が鈍化傾向であるが、減少傾向が続いている。

疾病発生率の推移

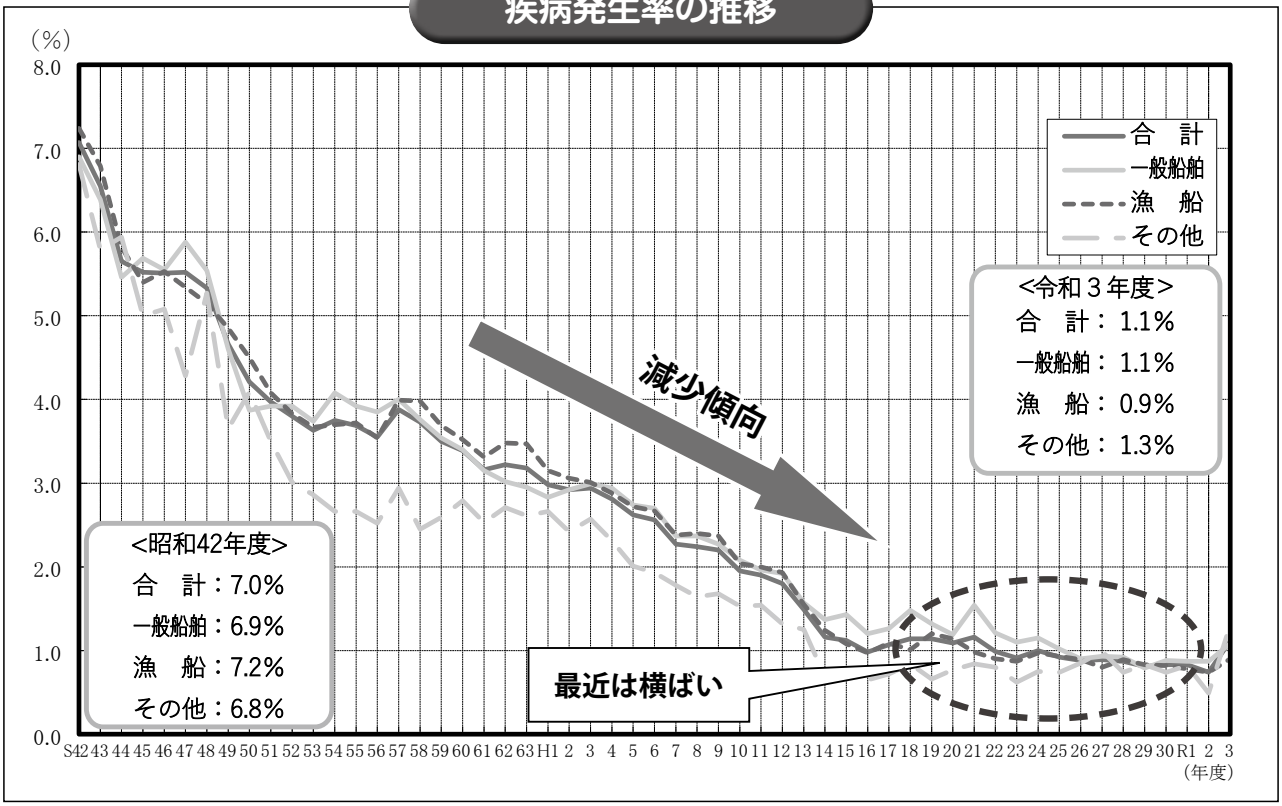

船員の疾病についても、第１次船員災害防止基本計画の策定以来、大幅に減少。
近年は減少割合が鈍化傾向であるが、減少傾向が続いている。

令和５年度（第67回）船員労働安全衛生月間実施要綱

１．趣旨

船員労働安全衛生月間は、海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進等により船員災害の防止を図ることを目的として、昭和32年度から実施され、今年度で67回目を迎える。

船員の災害・疾病は、第１次船員災害防止基本計画の実施以降、関係者のたゆまぬ努力により、発生件数・発生率ともに大幅に減少しているが、近年はその減少割合が鈍化傾向にあり、船員の死傷災害は陸上の労働災害と比較して依然として高い発生率となっている。

また、船員の労働災害をめぐっては、近年の船員の高齢化、最新の設備や機器導入、作業の多重化・効率化、外国人船員の増加等の変化があることから、引き続き、これらの状況も踏まえ、船員災害の防止活動に取り組んでいく必要がある。

船員災害により、船員が休職・離職することは海運業及び漁業にとって人的資源の損失であるだけでなく､高い労働災害発生率は､若年者に船員という職業を敬遠させる要因となるものである。

これらの課題に適確に対処して船員を確保・育成していくためにも、引き続き船員災害の防止活動に取り組んでいく必要がある。

今年度は、第12次船員災害防止基本計画の初年度であることから、基本計画に掲げた新たな取組みをはじめ、以前からの各取組みに対しても一層の取組が求められるところである。

ついては、全国一斉、集中的に船員の災害・疾病防止活動を展開すべく、令和５年度船員災害防止実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき船員労働安全衛生月間を実施し、船舶所有者及び船員等関係者の安全衛生に対する意識の高揚及び船員災害防止対策の一層の推進を図ることとする。

２．実施時期

令和５年９月１日～９月30日（船舶の寄港状況、船員の就労状況等、地域・業種の実情を踏まえて適当と考えられる場合には、当該期間にとらわれることなく訪船する等、適当な時期を定めて集中的な活動を実施すること。）

３．スローガン

安全な 航海祈ると 家族の便り 無事故に備える 守り札

４．重点事項

重点事項については、実施計画に則り、以下のとおりとする。

（１） 作業時を中心とした死傷災害防止対策
（２） 海中転落・海難による死亡災害防止対策
（３） 漁船における死傷災害対策
（４） 船舶の設備等ハード面での安全対策の推進
（５） 船員の健康確保対策
（６） 新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策
（７） その他の健康管理上の取組
（８） ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保
（９） ＩＴを活用した健康管理等の推進
(10) 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策
(11) その他の安全衛生対策

５．主唱者等

（１） 主唱者　　国土交通省、水産庁
（２） 協賛者　　船員災害防止協会、地方（地区）船員労働安全衛生協議会等月間実施団体
（３） 協力者

関係行政機関、関係地方自治体、関係独立行政法人、全日本海員組合、一般社団法人日本船主協会、日本内航海運組合総連合会、内航大型船輸送海運組合、全国海運組合連合会、全国内航タンカー海運組合、全国内航輸送海運組合、全日本内航船主海運組合、一般社団法人日本旅客船協会、一般社団法人日本外航客船協会、一般社団法人大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、一般社団法人全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会、一般社団法人全国いか釣り漁業協会、一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会、全国さんま棒受網漁業協同組合、一般社団法人全国底曳網漁業連合会、一般社団法人全国まき網漁業協会、一般社団法人日本トロール底魚協会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、公益財団法人日本船員雇用促進センター、公益社団法人日本海員掖済会、一般財団法人船員保険会、一般社団法人外航船員医療事業団、公益財団法人日本財団、公益社団法人日本海難防止協会、公益財団法人日本海事広報協会、全国健康保険協会、船員災害防止推進会

（４） 実施者

上記主唱者、協賛者及び協力者との全面的な連携・協力の下、船舶所有者及び船員が中心となって実施すること。

６．月間実施要領

月間中の実施事項については、令和５年度（第67回）船員労働安全衛生月間実施要領の事項を基本とし、地域のニーズを十分に把握したうえで、費用対効果も考慮しつつより効果的に実施すること。

また、訪船指導に当たっては、多様な船種への訪船に努めること。

令和５年度（第67回）船員労働安全衛生月間実施要領

１．船舶及び事業場の自主総点検並びに防止対策の実施

船舶所有者及び船員は、本月間の趣旨を十分認識して、経営トップ自らの指揮監督の下に総括安全衛生管理責任者及び労務管理責任者並びに船長及び安全担当者、衛生担当者等を中心として、次の事項を実施することとする。

（１）　安全衛生意識の高揚

①　安全衛生に関する改善意見、発明、考案等の提案制度を採用し活用する。

②　安全衛生に関する企業内表彰を行う。

③　事業場におけるポスター、安全衛生標語、垂幕、立看板等の掲示、掲揚を行う。

④　船舶における緑十字旗の掲揚、ポスター及び安全衛生標語の掲示、安全担当者及び衛生担当者のバッジ、腕章の着用を励行する。

⑤　安全衛生に係る社内研修等を行う際には実施した研修内容のフォローアップを行う等効果的に実施できるよう努める。

⑥　船員災害防止協会等のホームページに掲載されている健康管理情報を効果的に活用し、疾病予防に関する対策･取組について周知を図る。

⑦　船員災害防止協会が開催する高年齢船員の健康確保に関する講習会及び船員のメンタルヘルス確保とハラスメント対策に関する講習会への参加を推進する。

⑧　令和４年４月より選任が義務付けられた労務管理責任者に対して、船員の労務管理に関する事項を適切に行うために必要な知識の修得及び向上を図るための措置を講じるよう努める。

（２）　災害防止に関するノウハウの修得、災害・海難事例等の情報収集・分析

①　船員災害防止大会、安全衛生に関する各種講演会等へ積極的に参加し、災害防止に関するノウハウの修得に努める。

②　船員災害防止協会の安全技術指導員及び衛生技術指導員、安全衛生パトロール、船員災害防止協会発行の機関誌「船員と災害防止」、「ＫＹＴイラスト集（和英訳版）」、「船内におけるヒヤリハット実例集」、国土交通省の「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の進め方　～事故の再発・未然防止予防に向けて～（海運モード編）」、ファックスだより「船員行政ニュース」及び運輸安全委員会の「船舶事故ハザードマップ」等により災害･海難事例等の情報収集・分析に努める。

③　船内向け自主改善活動（以下「ＷＩＢ」という。）等の導入により安全衛生管理体制を構築する様に努める。

④　化学物質等安全データシート（ＳＤＳ）を活用し、船舶に積載する化学物質等の性状及び取扱い上の留意点に関する情報を船員に周知し、暴露限界値（ＴＬＶ）が記載されている物質については、適切な保護具の使用、必要な検知器具を備えるなど、安全管理の周知徹底に努める。

（３） 安全衛生対策の推進

① 安全衛生教育の実施、作業手順の確認、船員労働安全衛生規則、船員災害防止計画及び酸素欠乏の防止のための遵守事項等により安全基準、衛生基準及び作業基準（以下「安全基準等」という。）の徹底に取り組む。

また、作業用救命衣等の保護具の使用、丈夫な舷てい又は歩み板の使用等乗下船時における海中転落防止を徹底する。

② 修得した災害防止に関するノウハウや収集した災害・海難事例の分析を踏まえ、安全衛生教育や作業手順の内容を点検・改善するとともに、自主的な安全基準等を作成する。

また、ＫＹＴ（危険予知訓練）・ＫＹＫ（危険予知活動）の導入・活用、船内安全衛生委員会によりチェックリストを用いて安全基準等を点検・改善する活動を推進する。

③ 若年船員に対しては、船長をはじめとする熟練船員が上記訓練・活動による教育を積極的に推進するとともに、中堅船員に対する再教育及び高年齢船員に多い災害事例に対応した教育を推進する。

④ 生活習慣病、メタボリックシンドローム、ＳＡＳ（睡眠時無呼吸症候群）等を中心とした健康教育の徹底、定期的・継続的な健康診断の受診、無料健康相談、訪船診療及び保健指導等の利用を推進する。なお、船舶所有者においては、船員の健康検査の結果を生活習慣病のリスクがある船員に対する特定保健指導の実施に繋げられるよう、全国健康保険協会の健康証明書の写しの提供に努めることとする。

また、粉じん作業による健康被害に関する知識の周知、船内における粉じん作業による健康被害の予防の促進を図る。

⑤ 職場におけるハラスメントを防止するため、ハラスメント防止対策制度の理解を深めるとともに、相談窓口の設置、社内研修の実施等のハラスメント防止対策を適切に取り組む。

⑥ 船員に対するストレスチェック制度が令和５年４月より施行されたことを踏まえ、船員のメンタルヘルスを確保するため､「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（厚生労働省）を参考に、一般財団法人海技振興センター作成の「船員のメンタルヘルス確保のための手引き」等を活用したストレスチェックの実施等によるセルフケア、船長及び衛生担当者等の管理監督者によるラインケア並びに労務管理責任者等の人事労務スタッフ等によるケア及び外部サービスの活用によるケアの実施に努める。

⑦ 疲労及びストレスの蓄積等がヒューマンエラーによる海難事故、死傷災害や脳・心臓等の疾病の発生要因となる場合もあることから、海難事故、死傷災害・疾病の発生を予防するため、労務管理責任者による適正な労務管理の実施等を通じて、労働時間規制の遵守や休息時間の適正な確保を図り、長時間労働を抑制するとともに船員の健康状態を把握し、船員の就労状態の改善を行う。

⑧ 新型コロナウイルス、インフルエンザウイルス、ノロウイルス及びその他各種の感染症の予防対策を徹底する。それぞれの感染症に応じた感染予防対策を講ずるとともに、うがい、手洗い、アルコール消毒等を励行する。

⑨ 年１回以上義務付けられた水質検査や、月１回の残留塩素検査、保管状況・保管量の検査の結果を踏まえ、タンク内の飲用水の交換等適切な水質管理を徹底する。

⑩ 船員災害防止協会発行の「船内の食事管理（和英、ＭＬＣ準拠)」等を活用して、調理を行う上で必要な知識、衛生上必要な措置の実施を徹底する。

また、同協会発行の「船でつくる四季のメニュー（あなたの健康をまもるために)」及び、国土交通省発行の「船内供食改善ガイドライン」等を活用して、船員の健康管理意識を増進するほか、栄養バランスが確保され、疾病予防に貢献するとともに、船内生活の魅力につながる多様なメニューを供食できるよう努める。

⑪　船内環境の改善のため、船内作業の設備、機械、器具、用具等の整理整頓や作業場の清掃等の作業環境の整備に努めるとともに、居住区域内も整理整頓・清掃等を行う。また、月１回を目処に、船内環境の検査を行い、その結果及び改善内容の記録を残すようにする。

⑫　高年齢船員には、体力測定等を行い現在の体力や筋力の状況を把握する他、無料健康相談や訪船指導等を活用して健康状態を把握し、必要に応じてその特性に配慮した適切な船内労働体制を構築するよう指導する。

（４）　海難の発生に伴う死傷災害の抑制

①　操練の実施や生存対策講習（サバイバルトレーニング）の受講を推進する。

②　船舶火災を防止するため船舶設備等の保守・整備等を徹底する。

③　漁船については、操業形態に合わせて、安全操業ができるような安全上の措置、責任分担等の明確化を図るとともに、海難に対する危険意識を持ち、ヘルメット・作業用救命衣の着用、荒天時における操業中止、作業時の適切な看視員の配置等船舶の航行の安全に関する安全管理体制の再確認を徹底する。

２．安全衛生に関する訪船指導

協賛者は、関係者の協力を得て、各地域又は業種の実態に応じて指導すべき船舶を選定の上、安全指導班及び衛生指導班を編成し、次の事項について訪船指導を行うとともに、各地域の実情を踏まえて､これら訪船結果に基づき船舶所有者（事業場）に対する訪問指導についても取り組む。

特に、その際、多様な船種への訪船に努めるほか、中小船舶所有者の所有する船舶及び事業場への指導を強化する。

なお、訪船指導に当たっては、各地域の実情、漁期、出入港スケジュール等を踏まえ、船舶所有者、漁業協同組合、荷主・オペレーター等の関係者と事前に日程調整する等、効率的に訪船できるよう工夫する。

（１）安全指導班・衛生指導班の共通指導内容

①　船舶所有者に対して災害防止に関するノウハウの修得、災害・海難事例等の情報収集・分析及びこれらを活用した安全衛生教育を実施するよう指導するとともに、安全衛生に係る社内研修などを行う際には、実施した研修内容のフォローアップを行う等効果的に実施するよう指導する。

②　緑十字旗の掲揚、ポスター及び安全衛生標語の掲示、安全担当者及び衛生担当者のバッジ、腕章の着用を励行する等安全意識の高揚を図るよう指導する。

③　船長、安全担当者、衛生担当者等による管理体制を再点検し、船員労働安全衛生規則における安全基準等の手順書の遵守を徹底する。

④　船舶毎に船内の安全衛生に関する計画を作成・実施すること及び船員が常時５人以上である

船舶は、船内安全衛生委員会を設置し、船内での安全衛生環境の維持向上のために船内における安全管理及び衛生管理等のための基本的事項や、災害疾病の原因特定及び再発防止に向けた取組について調査・審議させ、その内容を受けて措置を講ずる体制を整備するよう指導する。

⑤　若年･中堅船員に対して船長をはじめとする熟練船員によるノウハウの伝授に加え､チェックリストを用いた安全基準等の点検・改善等、安全衛生管理手法を通じた教育について指導する。

⑥　船員災害防止協会発行の海中転落予防及び高年齢船員向け死傷災害防止対策等のリーフレットを配布し、安全及び衛生に対する意識を高める。

⑦　混乗船に対しては、外国人船員とのコミュニケーションの充実に努める他、特に、外国人船員に対する船員法等関係法令の周知、安全衛生教育の徹底等の安全衛生対策について指導を行う。

⑧　船内の作業環境及び居住環境について、定期的（月１回程度）に良好な状態が維持されているか確認し、記録し、改善措置をとる体制を構築するように指導する。

⑨　船内の安全衛生活動について、船長等が指揮を執り、船員災害防止実施計画等を活用した船舶毎の安全衛生計画の策定や、船内労働安全衛生マネジメントシステム、ＩＳＭコードによるマネジメントシステム等を活用するとともに、中小船舶所有者においても、ＷＩＢ等の導入により安全衛生管理体制を構築するように指導する。

⑩　適正な労働時間の遵守及び休息時間の確保により、長時間労働による疲労やストレスの蓄積が発生要因となる船員災害の防止を図るように指導する。

（2）　安全指導班の指導内容

安全指導班は、協賛者等の協力の下に、次の事項について指導を行う。その際、船員災害防止協会が作成した「安全衛生チェックリスト」等の積極的な活用に努める。

①「転倒」､「はさまれ」､「墜落・転落」及び「動作の反動・無理な動作」による災害を防止するため、船内設備の保守・整備、危険箇所への表示・標識の設置、作業方法等について再検討し、その防止対策の指導を行う。

さらに、一般船舶については、整備･管理作業について、漁船については、漁ろう作業について、安全確保に関する周知・啓発を行う。

②　タンク内等有害な気体が発散する場所や酸素が欠乏するおそれのある場所で作業を行う場合には、有害物等による中毒や酸欠を防止するため、開始前及び作業中の30分に１回以上の検知や必要に応じた換気の実施、保護具の着用の徹底、作業場所と外部の連絡のための看視員の配置など基本的な安全対策の指導を行う。

③「海中転落」による死亡災害を防止するため、船内設備の保守･整備、作業方法等の再検討、作業用救命衣の着用に向け個人の安全意識の向上を図るＷＩＢの導入を推進する等、その防止対策の指導を行う。

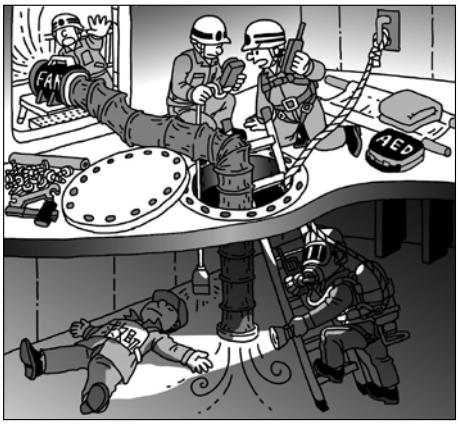

また、舷てい又は歩み板については、適切な使用の厳守、確実な取り付け、安全上丈夫な構造及び損傷、変形又は腐食等による問題がない状態とするよう指導を行う。

この他、停泊中は、呼び笛と木づちを付けた救命浮環を夜間照明を備えた舷てい付近の水面までつるす、

不要な一人行動を慎む、上陸・帰船時には同僚に声をかけるなどの対策について、周知徹底する。

④　クレーン等の荷役設備の保守・整備、作業方法等を再検討するよう指導を行う。特に、設備の損傷、変形又は腐食等による問題がない状態とするよう指導を行う。

⑤　ベテラン船員の慣れからくる油断や、高齢化に伴う体力・筋力の低下による死傷災害を防止するため、自らの体力等の把握、良好なチームワークの構築、滑り止め等の設備の整備等、その防止対策の指導を行う。

⑥　死傷災害を未然に防ぐため、ＫＹＴ・ＫＹＫの導入・活用、船内安全衛生委員会によりチェックリストを用いた安全基準等の点検を行うとともに、新たに見出された危険箇所のチェックリストへの取り込みを行うよう指導することにより、リスク低減対策を図る。

⑦　上記⑥において見出された危険箇所については、さらに、ヒヤリハット情報と合わせ災害発生の可能性が高い箇所を示すハザードマップの作成により、危険箇所の「見える化」を図り注意を促すとともに、その発生原因についても、特に「人」、「もの」、「管理」の観点から解析を行い、改善を検討し記録に残す。

⑧　特に災害件数の多い「転倒」、「はさまれ」事故については、上記ハザードマップ及び必要に応じた対応マニュアルを作成のうえ、当直引き継ぎの際に確認するなど、「転倒」、「はさまれ」事故の削減にむけた具体的かつ、比較的短期間の目標を定め、事故件数の減少を把握するよう指導を行う。

⑨　海難による死亡災害を防止するため、運輸安全マネージメント評価による安全管理体制の構築や重大事故発生時の再発防止対策、船舶自動識別装置（ＡＩＳ）の導入を推進するとともに、最新の気象情報の収集を行うよう指導する。

（3）　衛生指導班の指導内容

衛生指導班は、検疫所、保健所、(公社) 日本海員掖済会、(一財) 船員保険会等の協力の下に、次に掲げる事項について指導を行う。その際、生活習慣病予防のための日常生活のガイドライン、自己診断チェックリスト等の資料配付、船員災害防止協会発行の「船でつくる四季のメニュー（あなたの健康をまもるために)」、「からだにやさしい健康レシピ（生活習慣病・メタボ対策)」、「船内の食事管理（和英、ＭＬＣ準拠)」の積極的な活用に努める。

①　生活習慣病、メタボリックシンドローム、ＳＡＳに関する健康教育、健康診断の定期的、継続的な受診を徹底し、令和５年４月より施行された健康診断結果の船舶所有者への提出等を通じて、船員の健康状態を継続的かつ的確に把握し、作業環境の整備や適正配置を行う等適切な健康管理対策を推進する。特に次の項目については重点的に実施する。

イ　生活習慣病及びメタボリックシンドロームに関しては、食生活の改善、適度な運動、飲酒・喫煙の節制等による予防対策の推進を図る。

特に生活習慣病で最も多い高血圧については、治療の必要性を確認させ、薬を使わない治療・予防について指導する

ロ　ＳＡＳについては、自己チェックや専門医の診断について指導を行う。

②　船内におけるメンタルヘルスの必要性を認識し、船内安全衛生委員会等において自主的にメンタルヘルスケア推進に向けた調査・審議、高ストレス発生の防止対策について実施するよう指導を行う。

また、船員災害防止協会が開催するメンタルヘルスに関する講習会への参加を推進する。

③　船内におけるハラスメントの実態を把握し、必要に応じ経営トップ自らの声明を発するなど、会社の方向性のコミットメントについて指導する。

さらに、乗組員管理に責任を持つ者が行う個人面談も実施し、情報の入手に努めるよう指導する。

④　飲用水の管理については、年１回以上行う水質検査、月１回以上行う残留塩素検査、貯蔵量や保管状況の検査の結果を踏まえ、タンク内の飲用水の交換、塩素剤の投与等適正な水質管理を行うよう指導を行う。

また、各種検査を行ったときは適切に記録・保管をするように指導を行う。

⑤　調理業務については、当該作業に従事する者に衛生上必要な措置を講じること等について指導を行う。また、当該作業に従事する者に基礎的な知識に関する教育を施すことについて指導を行う。

また、船員災害防止協会発行の「船でつくる四季のメニュー（あなたの健康をまもるために)」等を活用して、栄養バランスが確保され、疾病予防に貢献するとともに、船内生活の魅力につながる多様なメニューを供食できるよう指導する。

⑥　感染症の対策として、うがい、手洗いの励行や、食材については十分な加熱処理を行う等の予防対策の指導を行う。

特に新型コロナウイルス、インフルエンザウイルス等の感染症及びノロウイルス等の食中毒については、予防のための必要な情報の提供、予防対策の指導等を行う。

⑦　高年齢船員については、現在の体力や筋力の状況を把握するために体力測定等の励行をする他、健康状態を把握するための無料健康相談に活用するように指導する。

特に高年齢船員に多い「筋骨格系」の疾患（椎間板障害及び腰痛等）については、作業前の準備運動を実施するほか、中腰・前屈み等の姿勢を避けること、作業場所に適切な照明や滑り止めの設置をすることについて周知を図る。

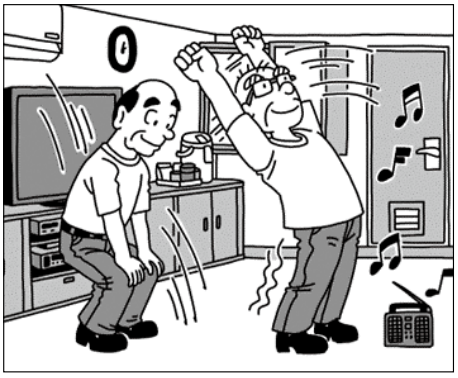

⑧　熱中症予防対策については、気象庁等が発表する熱中症関連情報の活用や、定期的な水分・塩分の補給、異常を感じた場合に日陰で休む等の措置を講ずるように指導する。

⑨　医療報告書を備え付け、船内で傷病が発生した場合は、その後の医療機関との連携が取れるように処置や投薬の記録を残すように指導する。

３．安全衛生管理体制に関する指導強化

（１）　協賛者は、関係者の協力を得て、安全衛生管理体制に関する講習会の開催やＫＹＴ等を通じ、船内安全衛生委員会の活性化を図る。特に、中小船舶所有者に対して、一般船舶にあっては荷主、元請オペレーター等、また、漁船にあっては地域又は業種単位で既存の協議会の下に船員災害防止のための組織等の設置の促進を図るとともに、その趣旨の周知を図る。

（２）　船舶所有者、そのグループ、地区、業種等を対象として、第12次船員災害防止基本計画及び令和５年度船員災害防止実施計画の内容につき積極的な啓発を行うとともに、当該船舶所有者に係る船員災害発生状況、その他の個別具体的な状況を考慮した独自の船員災害防止対策の作成について指導を行う。

（3） 船舶所有者による指導については、船員災害防止協会発行の安全衛生に関する資料（ＤＶＤ等）を活用した少人数サークルでの活動等により、安全衛生活動に対する参加意識をもたせ、目標達成感を得られるようにする等、実効ある取組みを促進する。

（4） 船員の働き方改革を実現するため、令和４年４月より船舶所有者に対し船員の健康状態の把握を含む船員の労務管理を行う労務管理責任者の選任や船員の労働時間の状況の把握等が義務付けられ、また令和５年４月からは、船員の健康確保のための産業医制度の導入、健康検査項目の見直し、過重労働対策の制度化、メンタルヘルス対策の制度化が行われることとされたところ、これらの制度が遵守されるよう、周知を図る。

（5） 上記（4）のとおり船員の健康確保のための制度が施行されることを踏まえ、船舶所有者を対象に、全国健康保険協会が実施している「船員の健康づくり宣言」の周知及び積極的な活用を促進する等により、船員の健康確保に対する意識の向上を図る。

4．船員災害防止大会、講習会、講演会等の開催

（1） 船員災害防止大会の開催

① 船員災害防止協会は船員災害防止大会を開催する。開催に当たっては、家族ぐるみでの参加や、出席者参加型の双方向フォーラム形式での意見交換とする等創意工夫を行う。

また、船員の安全衛生に功労のあった者の表彰及び船員安全・労働環境取組大賞（略称ＳＳ；トリプルエス）受賞者によるプレゼンテーションを行う。

② 地方運輸局は、大会において船員労働災害防止優良事業者（一般型）の認定証の伝達を行うことにより、船員の労働災害防止に向けた船舶所有者の自主的な取組みを推進する。

③ 船員が乗船中等の理由で大会に出席できない場合は、船舶所有者、船舶所有者の団体及び他の船員関係者は、得られた情報を積極的に船員に周知するよう努める。

（2） 講演会等の開催

① 協賛者は、安全衛生に関する学識経験者、地方運輸局長が指定した医師、関係団体等の協力を得て安全衛生に関する講演会、講習会等を開催する。

② 講演会等の開催に当たっては、死亡･行方不明率の高い海中転落防止のため作業用救命衣の着用、墜落制止用器具の使用の励行について重点を置き、ＷＩＢ講習会等により個人の安全意識の向上を図る。

また、開催地域における船員災害の実情等を勘案しつつ、危険物、有害物による災害防止対策、酸素欠乏による災害防止対策、生活習慣病の知識と予防対策、ハラスメントの防止、メンタルヘルスの確保、「筋骨格系」の疾患（椎間板障害及び腰痛等）、感染症や食中毒の予防対策、ＳＡＳに対する健康管理対策、騒音、振動障害の防止対策、並びにその他必要な事柄について実施するよう配慮する。

③ 令和５年４月からは船員の健康確保のための制度が施行されたことを踏まえ、船舶所有者を対象に「船員の健康づくり宣言」を周知する。

④ 特に、中小船舶所有者及びその船員、また、船員の家族についてもこれら講演会等への積極的な参加を促進する。

⑤ 災害多発地域においては、船舶所有者及び関係者との懇談会等を開催し、地域の実態に即した実効ある災害防止対策の推進のための組織の設置等について積極的に指導する。

⑥ 協賛者は、関係者の協力を得て、生存に必要な知識、技能に関する生存対策講習会等を開

催し、船員災害防止に関するノウハウの普及促進を図る。特に、膨脹式救命いかだの展脹等救命設備の取扱いに係る実技訓練の実施及び衛星ＥＰＩＲＢ（非常用位置指示無線標識)、ＳＡＲＴ（レーダートランスポンダ）等無線救命設備の適切な使用方法、救命胴衣の着用等についての教育・訓練に努める。

⑦　ＡＥＤ（自動体外式除細動器）などの各種講習会や船員災害防止協会が主催する高年齢船員向け安全講習会、メンタルヘルスケアの講習会等を活用し指導啓発活動を推進する。

（3）　保護具等の展示会の開催

協賛者、関係団体、メーカー、代理店等の協力を得て船員災害防止大会会場周辺、通船待合所等において、安全衛生保護具、作業用救命衣、墜落制止用器具（ハーネス型)、保護面、検知器具、水質検査器具等の展示会を開催し、取扱い方法の実演や、船種や作業形態に応じた保護具等の相談をできる体制を整える等により船員災害防止に関するノウハウの普及促進を図る。

５．医療関係機関等との連携等

（1）　協賛者は、（公社）日本海員掖済会、（一財）船員保険会、（独）地域医療機能推進機構、地方運輸局長が指定した医師等の協力を得て、特定日を設けて当該病院、診療所その他船員が利用するのに便利な場所に臨時の無料健康相談所を開設する。

開設に当たっては、船員が有効に活用できるよう事前に趣旨、場所、日時等について周知徹底を図る。

（2）　健康相談等に当たっては、生活習慣病及びメタボリックシンドロームを中心とした疾病予防対策として、医療関係機関等又は市町村（健康管理担当課）の協力を得て、栄養士等による食生活に関する講習会、健康教育講座等を実施する。

また、ＳＡＳの危険性に関する注意喚起、早期の受診・治療の指導、石綿（アスベスト）による健康被害に係る、船員健康管理手帳制度の周知を図る。

６．テレビ、ポスター、垂幕等による広報活動

（1）　テレビ、新聞等による広報等

①　主唱者、協賛者及び協力者は、テレビ、ＳＮＳ、ホームページ、新聞、雑誌、自治体の広報誌等を通じて本月間の広報を行う。

②　船舶を利用した海上からの活動として、船舶及び船員に対し、直接呼びかけて周知する。

③　ファックスだより「船員行政ニュース」､船員災害防止協会発行の機関誌「船員と災害防止」等を活用して周知する。

（2）　ポスター、安全衛生標語及び実施のしおりの作成配布

①　船員災害防止協会は、ポスター、安全衛生標語、実施のしおり及び海中転落並びに高年齢船員の死傷災害、疾病の防止並びに船員の生活習慣病予防等に係る安全・衛生リーフレットを一括作成する。

②　協賛者及び協力者は、これらポスター等を船舶所有者及び船舶に広く行き渡るように配布

するほか、官公署、海事関係者の事務所、通船待合所、造船所その他関係者の目につきやすい場所に掲示する。

（3） 垂幕、横幕、立看板等の掲揚、掲示

協賛者及び協力者は、月間の名称、期間等を入れた垂幕、横幕、立看板等を作成し、官公署、海事関係者の事務所、通船待合所、造船所その他関係者の目につきやすい場所に掲揚、掲示する。

（4） 緑十字旗の掲揚等

協賛者及び協力者は、全船舶に緑十字旗の掲揚を指導する。

また、ポスター及び安全衛生標語の掲示、安全担当者及び衛生担当者のバッジ、腕章の着用についても指導する。

（5） 家族に対する協力の呼びかけ

協賛者及び協力者は、船員の家族に対し、講習会等を通じて船員の災害防止のための協力を呼びかける。

（6） 安全衛生に関する標語の配布、体験記及び意見の発表等

船員災害防止協会は、募集した安全衛生に関する標語、体験記及び意見の入賞作品を、ホームページや機関誌「船員と災害防止」等において発表する。また、国土交通省は、入賞者等についてファックスだより「船員行政ニュース」で紹介する。

7．船員災害防止協会の活動

船員災害防止協会は、協賛者とともに、安全衛生に関する訪船指導の実施、船員災害防止大会、講習会及び講演会の開催、ポスター、実施のしおり等の作成配布、船員の安全衛生に功績のあった者の表彰を行う。

また、船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度や船員安全・労働環境取組大賞（略称ＳＳＳ；トリプルエス）の周知など船員労働安全衛生月間の中心として主体的・積極的に活動を行う。

8．船員労働安全衛生月間の諸活動実施状況の取りまとめ等

国土交通省は、月間の実施状況について、協賛者、協力者及び実施者から意見や評価等の報告を求め、その取りまとめを行う。

また、船員災害防止協会は、訪船指導等で明らかとなった船員の安全衛生上の問題点及び改善点等につき関係船舶所有者に指導を行う。

船員の死亡・行方不明災害防止は海中転落予防から

死亡・行方不明災害発生状況　５年累計（平成29年度-令和３年度）

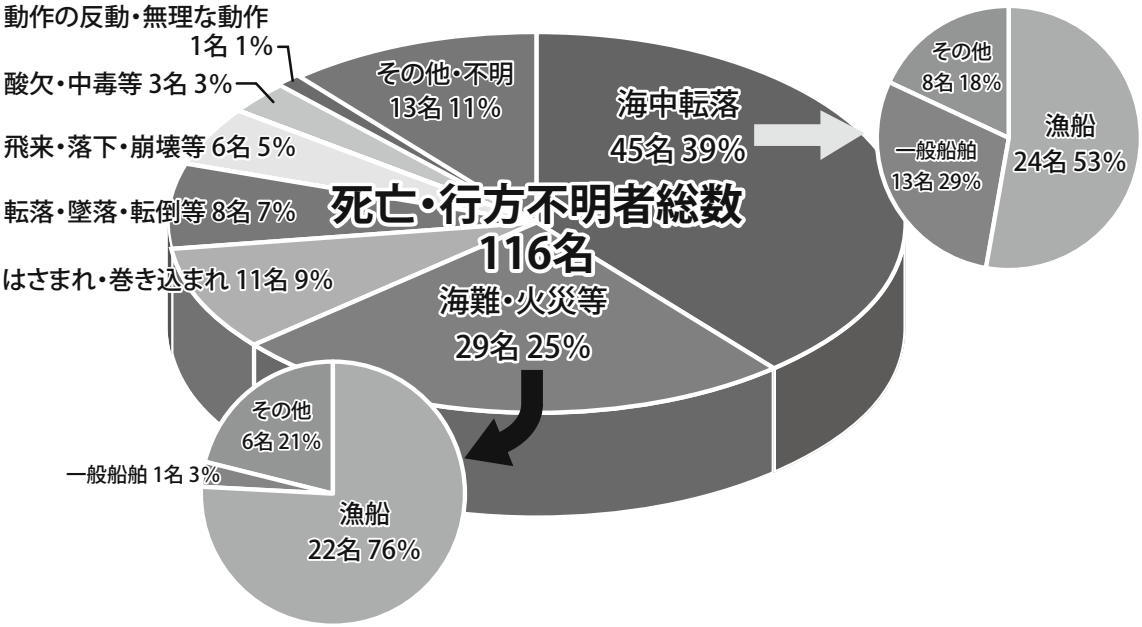

上の円グラフは５年間の死亡・行方不明災害を円グラフで示したものです。海中転落による死亡・行方不明者数は45名で全体の39%におよびます。

甲板上で舷外作業や漁ろう作業などを行う際は、「墜落制止用器具または作業用救命衣の着用」、「荒天時の操業は控える」、「単独作業を行わない」、などの安全対策を講じましょう。

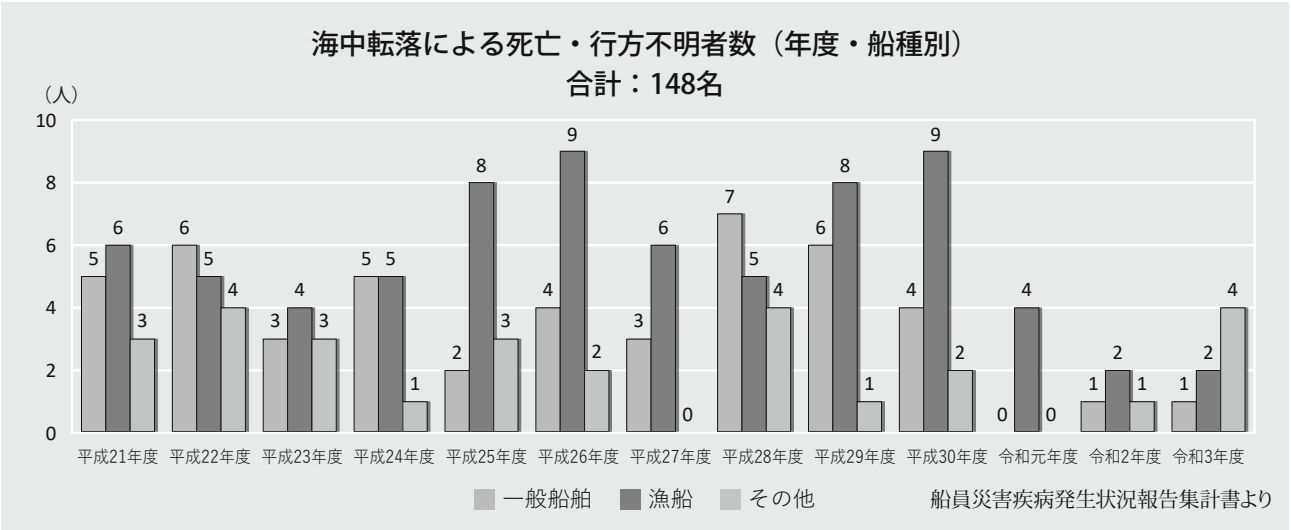

上の棒グラフは平成21年度～令和３年度までの、海中転落による死亡者・行方不明者数を年度・船種別に示しています。

海中転落の可能性がある業務では、作業者に遭難信号発信器等（PLB：Personal Locator Beacon）を携帯させることも検討しましょう。

安全メモ－2

死傷災害と疾病の発生は高齢者に多い

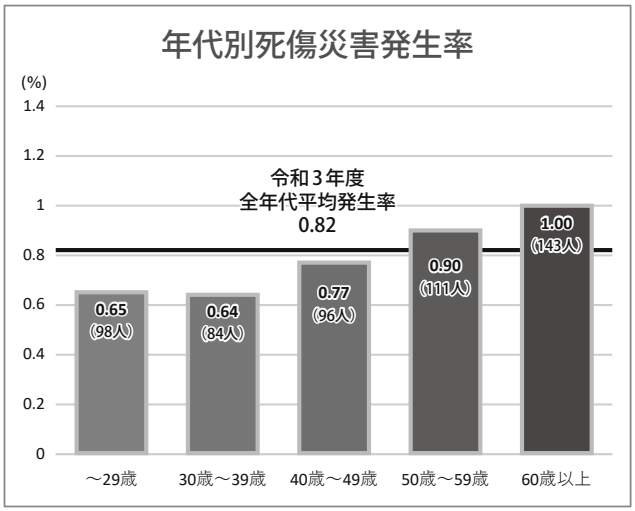

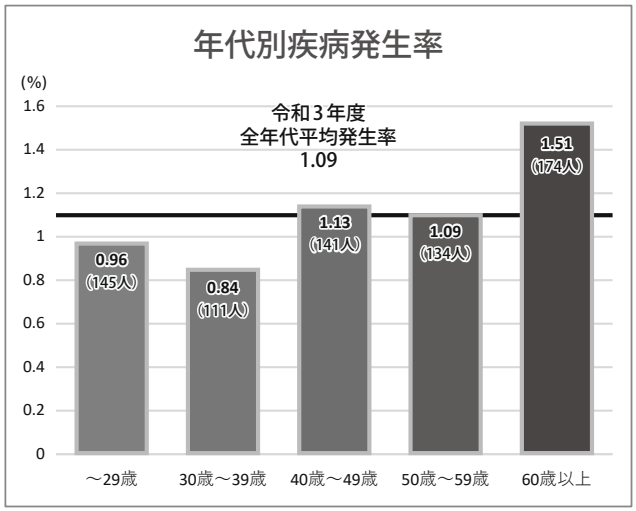

年代別死傷災害発生率は60歳以上で非常に高くなっています。加齢による身体機能の低下や慣れによる油断等に注意しましょう。年代別疾病発生率についても、60歳以上で非常に高くなっています。健康状態を日常的に把握する必要があります。

メンタルヘルス系の疾病および高年齢船員の疾病傾向

年齢別メンタルヘルス疾病発生状況

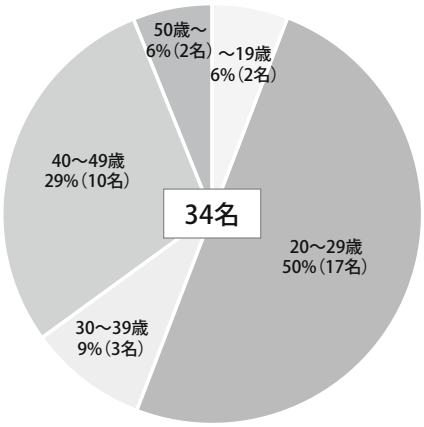

※[1]令和２年度 11名

高年齢船員の疾病発生割合

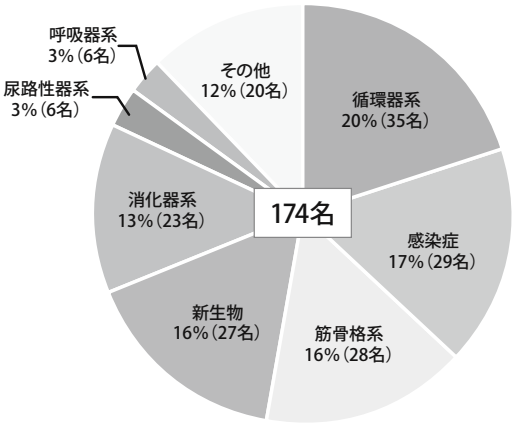

※[2]令和２年度 170名　青色は生活習慣病に大きく関係するもの

令和３年度におけるメンタルヘルス系の疾病（精神行動障害）は、34人となっており、前年度と比較すると増加しています。また、年齢別の状況を見ると、20代が50%（17人）と最も多く、次いで40代が29%（10人）となっています。

また、令和３年度の年代別船員災害発生状況をみると、60歳以上の船員の死傷災害及び疾病の発生率は、依然として他の年代と比べて高くなっており、高年齢船員による死傷災害・疾病が多く発生しています。

疾病発生割合では、脳梗塞、虚血性心疾患等の循環器系が20%（35人）、次いで、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により感染症が17%（29人）、関節症、椎間板障害等の筋骨格系が16%（28人）、悪性・良性腫瘍等の新生物が16%（27人）、潰瘍、胃・腸炎等の消化器系が13%（23人）となっています。

ハラスメント防止とメンタルヘルスの確保

近年、船員のパワーハラスメントおよび人間関係に起因するメンタルヘルス問題が確認されており、令和５年４月からは、ストレスチェックの実施等を内容とするメンタルヘルス対策に関する制度が施行されました。

（1）ハラスメントの防止

職場におけるパワーハラスメントの６類型

パワーハラスメントとは、職務上の地位などの優越的な人間関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

職場におけるパワーハラスメントについて、裁判例や個別労　働関係紛争処理事案に基づき、次の６類型が典型例※として整理されています。

1）身体的な攻撃・・・暴行･傷害
2）精神的な攻撃・・・脅迫･名誉毀損･侮辱･ひどい暴言
3）人間関係からの切り離し・・・隔離･仲間外し･無視
4）過大な要求・・・・業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
5）過小な要求・・・・業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
6）個の侵害・・・・・私的なことに過度に立ち入ること

※これらは職場のパワーハラスメントに当たりうる行為のすべてを網羅するものではありません。

職場のパワーハラスメント防止措置については、これまで努力義務であったところ、中小企業においても令和４年４月から義務化されています 。

衛生メモ

（2）メンタルヘルスの確保

メンタル不調のサイン

・勤務状況の変化：時間を守れない等
・執務効率の低下：会話が少ない、仕事のミス増加
・行動や生活の変化：落ち着きがなくなる、孤立する
・体調や表情の変化：顔色や表情がさえない、寝不足の様子、食欲不振
・そ　　の　　他：被害的なことを口にする、話題に乗ってこない

船員及び船舶所有者は、前述のストレスチェックによるメンタルヘルス対策のほか、可能 な限り、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（厚生労働省）も参考に、一般財団法人海技振興センター作成の「船員のメンタルヘルス確保のための手引き」等を活用し、セルフチェックやその結果等に基づくセルフケアの実施、船長・衛生担当者等の管理監督 者によるラインケア、人事労務スタッフ等によるケア及び外部サービスの活用によるケアの実施に取り組みましょう。

＜参 考＞
○ 一般財団法人海技振興センター
「船員のメンタルヘルス確保のための手引き」
⇒ https://mhrij.org/Default.aspx?tabid=276
○ 一般財団法人運輸振興協会「こころの健康自己チェック」
⇒ http://www.transport-pf.or.jp/mhc/pc/
○ 久宗周二・小木和孝・神戸マリナーズ厚生会 編
「こころの健康づくり」
⇒ https://www.wib-or.com/船員のストレス対策/
○ 全国健康保険協会「メンタルヘルス出前講座」
⇒ https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g5/demaekenkoukouza/

第67回月間応募入選作品の発表

第67回船員労働安全衛生月間行事の一環として、当協会が船員とそのご家族、海運、水産関係者等から広く懸賞募集した「論文」「体験記・意見」および「標語」の入選作品が決定致しました。

応募総数は「論文」「体験記・意見」２編、「標語」和文263篇、英文62篇、でした。ご応募ありがとうございました。

これらの応募作品について、関係官庁、関係団体の委員により構成した選考委員会による審査の結果、「論文」「体験記・意見」では、優秀賞１編、「標語」については和文標語から、スローガン１篇、優秀賞３篇、また英文標語から、スローガン１篇、優秀賞３篇がそれぞれ選ばれました。

なお、スローガンは月間の和文ポスターと英文ポスターに掲載し、和文・英文のスローガンおよび優秀賞の標語は標語掲示物として印刷し、各社、団体、協会支部及び各船に配布します。ポスターおよび標語掲示物を船内各所に掲示し、月間活動に役立てください。

【体験記・意見の部】（応募総数２編）

「優秀賞　１編」

○「産業医による船内巡視で得た知見ー生活習慣病に関連して」

さんぎょうい株式会社　産業医・労働衛生コンサルタント
石川　卓也

【スローガン】

和　文　　安全な 航海祈ると 家族の便り 無事故に備える 守り札

村岡　孝司

英　文　　Don't get hurt, don't let anyone get hurt,
that's the skill of a professional.

赤澤屋株式会社　　原田　桂介

【標語の部】

【 和　文 】（応募総数230篇）

［優秀賞　３篇］

○危険の芽　事前に摘み取り　事故予防

海技教育機構　　髙松　蒼生

○安全確認　今から　ここから　自分から

東北海運産業株式会社　　阿部　克信

○危ないと　気付いた人が責任者　止める勇気に事故はなし

赤澤屋株式会社　　原田　桂介

【 英　文 】（応募総数294篇）

［優秀賞　３篇］

○「Look & Listen, Think and Take action.」

出光タンカー株式会社　　永島　久朋

○「NO ATTENTION, NO SAFE. NO VOICE, NO SMILE.」

神戸大学海洋政策科学部　　友定　　要

○「No accidents for the company and for the family.」

赤澤屋株式会社　　原田　桂介

船員災害防止協会の頒布品一覧

船員災害防止協会では , 下記のとおり安全衛生に関する書籍等を頒布（送料別・税込価格）していますので、ご注文の際はこの用紙にて下記の FAX 番号までお送り下さい。改訂版発行の際に価格の改定をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

2023 年 6 月 8 日現在

商品番号	品名		価格（税込）	会員割引価格（税込）	注文数
	＜法規・条約・手帳＞				
211	訓練手引書（和英）追補版-1～2・3付（SOLAS Training Manual）（バインダー付）	H26.7改訂	9,999	6,666	
216	訓練手引書（和英）追補版-1～2・3・4付（SOLAS Training Manual）（バインダー付）	R1.12改訂	10,824	7,216	
203	訓練手引書 追補版-1～2（SOLAS条約改正関係）他（平成20年３月）		495	330	
210	訓練手引書 追補版-3（SOLAS条約改正関係）他（平成26年７月）		660	440	
215	訓練手引書 追補版-4（SOLAS条約改正関係）他（令和元年12月）		825	550	
118	船員労働安全衛生規則（和英対訳）（Regulations for Labour Safety and Health of Seafarers）	R3.6改訂	2,244	1,496	
104	安全担当者記録簿（和英）（Safety Manager's Log Book）	R4.12改訂	3,360	2,250	
106	衛生管理者・衛生担当者記録簿（和英）（Log Book of Health Supervisor･Health Manager）	H25.5改訂	2,805	1,870	
113	船員安全手帳（和英）（Seafarers' Safety Book）（葉書サイズ）	R5.6改訂	3,500	2,300	
108	安全衛生チェックリスト（和英）（Check List on Safety and Health for Ships）	H29.3改訂	1,683	1,122	
	＜安全＞				
304	なくそう！海中転落 推進しよう作業用救命衣の常時着用（和英）	H27.7発行	1,452	968	
213	危険予知訓練で安全の先取りを ～KYTイラスト集～（和英）（A4/4穴/アクリルカバー付）	H28.3改訂	4,389	2,926	
207	危険予知訓練で安全の先取りを ～KYTイラスト集～（B5/和文）		2,244	1,496	
204	安全管理の指標		2,244	1,496	
209	船内におけるヒヤリハット実例集 ～仲間で描いたイラスト100撰～	H28.8改訂	1,650	1,100	
208	船内の安全を先取りしよう ～リスクアセスメントの実務～		1,023	682	
116	安全衛生水準の向上を目指して ～船内労働安全衛生マネジメントシステム導入による災害の犠牲を未然に防ぐ予防対策型の管理体制の構築～		957	638	
214	船員の多発災害を防ぐには ～その傾向と対策～	H27.10改訂	1,584	1,056	
115	気づいていますか！熟練船員の過信と油断	H28.12改訂	1,122	748	
303	なくそう！漁船の災害（漁船災害防止の手引き・・・総集編）		957	638	
307	墜落制止用器具特別教育教本	R4.10発行	2,250	1,500	
308	墜落制止用器具特別教育教本（英語版）	R5.3発行	3,800	2,500	
305	危険物等取扱責任者更新講習教本		3,300	2,200	
306	酸素欠乏危険作業テキスト	R2.10改訂	3,300	2,200	
	＜衛生＞				
201	衛生管理者教本（和文）（バインダー付）	H30.4改訂	10,725	7,150	
114	船の飲用水		2,244	1,496	
	＜食事＞				
230	船内の食事管理（和英）（Food and Catering on Board Ships）	R4.2改訂	2,915	1,980	
117	からだにやさしい健康レシピ		3,102	2,068	
205	船でつくる四季のメニュー		1,881	1,254	
	＜DVD・旗・バッジ・その他＞				
221	～漂流から生還へ（30 分）～（サバイバルトレーニング）DVD		10,296	6,864	
226	内航船の危険予知（38 分）DVD		10,296	6,864	
101	緑十字旗（70cmx100cm）		2,706	1,804	
102	安全担当者バッジ		429	286	
103	衛生担当者バッジ		429	286	
			合計 円		点

会社名（個人名）・住所・担当者・電話

〒　　－

（住所）

（会社名・個人名）

所属部署：

○をつけてください
（会員・非会員・不明）

担当者名　　TEL　　－　　－　　FAX　　－　　－

船員災害防止協会
〒102-0083　東京都千代田区麹町４－５　　TEL.03-3263-0918　　FAX:03-3263-0910

船員災害防止協会　支部・地区支部一覧表

2023年７月１日現在

支部･地区支部名	郵便番号	住所		電話
01北海道支部	047-0007	小樽市港町4-4	小樽港湾センター3F	0134-33-4351
小樽地区支部	047-0048	小樽市高島1-2-5	小樽機船漁業協同組合内	0134-34-1222
函館地区支部	041-0821	函館市港町3丁目19-2	津軽海峡フェリー㈱内	0138-43-6997
室蘭地区支部	051-0013	室蘭市舟見町1-130-21	室蘭漁業協同組合内	0143-24-3331
苫小牧地区支部	053-0005	苫小牧市元中野町4-1-7	北洋海運㈱内	0144-34-6105
釧路地区支部	085-0845	釧路市港町1-18	釧路機船漁業協同組合内	0154-43-3411
根室地区支部	087-0054	根室市海岸町1-17	根室漁業協同組合内	0153-23-6161
網走地区支部	093-0032	網走市港町4-63	網走漁業協同組合内	0152-43-3121
稚内地区支部	097-0006	稚内市新港町1-13	稚内機船漁業協同組合内	0162-23-4180
紋別地区支部	094-0011	紋別市港町6-5-2	紋別漁業協同組合内	0158-24-2131
留萌地区支部	078-3302	留萌郡小平町字臼谷283-1	新星マリン漁業協同組合内	0164-56-2052
02東北支部	985-0016	塩釜市港町1-4-1	マリンゲート塩釜2F	022-367-2939
青森地区支部	030-0821	青森市勝田2-23-12	㈱細川産業内	017-723-1451
八戸地区支部	031-0822	八戸市白銀町三島下95	八戸漁業指導協会内	0178-33-3314
宮古地区支部	027-0005	宮古市光岸地4-40	宮古漁業協同組合内	0193-62-1231
釜石地区支部	026-0013	釜石市浜町3-11-2	濱幸水産㈱内	0193-22-4171
気仙沼地区支部	988-0021	宮城県気仙沼市港町499番地　気仙沼市水産研修センター	宮城県北部船主協会内	0226-22-0793
石巻地区支部	986-0860	石巻市のぞみ野1-1-2	津田海運㈱内	0225-23-0181
小名浜地区支部	970-0311	いわき市江名字北町50	福島県鰹鮪漁業者協会内	0246-55-7164
秋田地区支部	011-0945	秋田市土崎港西1-5-11	秋田県漁業協同組合内	018-845-1311
酒田地区支部	998-0036	酒田市船場町2-2-1	山形県漁業協同組合内	0234-24-5611
03北陸信越支部	950-0078	新潟市中央区万代島9-1	佐渡汽船ターミナルビル5F	025-245-3555
伏木地区支部	930-0096	富山市舟橋北町4-19	森林水産会館　県漁連内	076-432-6222
七尾地区支部	926-0015	七尾市矢田新町二部162-3ポートサイド七尾4F	北陸曳船㈱内	0767-53-8211
04関東支部	231-0002	横浜市中区海岸通4-23-1-508号室		045-212-3121
東京地区支部	105-6891	東京都港区海岸1-16-1　ニューピア竹芝サウスタワー5F	東海汽船㈱内	03-3436-1139
千葉地区支部	260-8517	千葉市中央区中央港1-9-5	㈱ダイトーコーポレーション千葉支店内	043-238-5110
川崎地区支部	210-0006	川崎市川崎区砂子1-2-14　橋本屋ビル201	富士海運㈱内	044-244-2991
鹿島地区支部	314-0103	神栖市東深芝8	鹿島埠頭㈱内	0299-92-5551
銚子地区支部	288-0001	銚子市川口町2-6528	銚子市漁業協同組合内	0479-22-3200
茨城地区支部	310-0011	水戸市三の丸1-1-33	茨城沿海地区漁業協同組合連合会内	029-224-5151
三浦三崎地区支部	238-0243	三浦市三崎2-20-10	三崎鮪船主協会内	046-881-5208
横須賀地区支部	238-0004	横須賀市小川町27-17	東京汽船㈱ 横須賀支店内	046-826-3911
05中部支部	455-0032	名古屋市港区入船1-5-8	JEIS名古屋ビル4F	052-652-1193
名古屋地区支部	455-0032	名古屋市港区入船1-5-8	JEIS名古屋ビル4F　中部支部内	052-652-1193
四日市地区支部	510-0011	四日市市霞2-1-1	上野マリタイム・ジャパン㈱内	059-361-1033
鳥羽地区支部	455-0032	名古屋市港区入船1-5-8	JEIS名古屋ビル4F　中部支部内	052-652-1193
清水地区支部	425-0021	焼津市中港2-6-13	静岡かつお･まぐろ協同組合内	054-628-7258
下田地区支部	415-0000	下田市外ヶ岡11	伊豆漁業協同組合内	0558-22-3585
敦賀地区支部	914-0079	敦賀市港町7-15敦賀港湾合同庁舎	福井運輸支局 敦賀庁舎気付	0770-22-0003
06近畿支部	552-0021	大阪府大阪市港区築港3-7-15	港振興ビル204	06-6573-7009
京都地区支部	624-0946	京都府舞鶴市下福井901舞鶴港湾合同庁舎	京都運輸支局 舞鶴庁舎気付	0773-75-0616
和歌山地区支部	640-8404	和歌山県和歌山市湊1106-4	和歌山運輸支局気付	073-422-0606
勝浦地区支部	649-5335	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地8-5-5	和歌山運輸支局 勝浦海事事務所気付	0735-52-0260
07神戸支部	650-0024	神戸市中央区海岸通5	商船三井ビル2F	078-392-7565
08中国支部	734-0011	広島市南区宇品海岸2-15-17	垰野ビル	082-252-7000
広島地区支部	734-0011	広島市南区宇品海岸2-15-17	垰野ビル 中国支部内	082-252-7000
尾道地区支部	722-0002	尾道市古浜町27-284　尾道糸崎港湾福祉センター	広島県内航海運組合東部支部内	0848-25-3458
因島地区支部	722-2323	尾道市因島土生町1899-35	中国運輸局 因島海事事務所気付	0845-22-2298
木江地区支部	722-0002	尾道市古浜町27-284　尾道糸崎港湾福祉センター	広島県内航海運組合東部支部内	0848-25-3458
呉地区支部	737-0029	呉市宝町9-25呉港湾合同庁舎	中国運輸局 呉海事事務所気付	0823-25-0887
境地区支部	684-0034	境港市昭和町9-1境港港湾合同庁舎	鳥取運輸支局 境庁舎気付	0859-42-2169
松江地区支部	690-0024	松江市馬潟町43-3	島根運輸支局気付	0852-38-8111
岡山地区支部	701-4302	瀬戸内市牛窓町牛窓5662-4	(一社)瀬戸内市緑の村公社内	0869-34-4356
徳山地区支部	745-0025	周南市築港町13-38　徳山下松港湾福祉センター	山口県内航海運組合内	0834-21-0505
阿武･萩地区支部	758-0011	萩市大字椿東6446番地5	山口県漁業協同組合 はぎ統括支店内	0838-25-0231
09四国支部	760-0020	高松市錦町1-21-3	開拓ビル5F	087-851-8307
香川地区支部	760-0020	高松市錦町1-21-3	開拓ビル5F 四国支部内	087-851-8307
徳島地区支部	770-0873	徳島市東沖洲2-14沖洲マリンターミナルビル1F	徳島県内航海運組合内	088-664-4570
松山地区支部	791-1113	松山市森松町1070	四国運輸局 愛媛運輸支局気付	089-956-9952
新居浜地区支部	792-0011	新居浜市西原町2-7-21	新居浜地区海運組合内	0897-37-2475
宇和島地区支部	798-0003	宇和島市住吉町2-7-14	南予内航海運組合内	0895-22-4776
高知地区支部	780-8010	高知市桟橋通5-5-4	高知県海事振興会内	088-832-1175
10九州支部	808-0034	福岡県北九州市若松区本町1-13-20	洞海港湾労働者福祉センター1F	093-701-5824
長崎地区支部	851-2211	長崎市京泊3-3-1 関連商品売場棟B-20	山田水産㈱内 長崎県以西底曳網漁業協会気付	095-850-4300
下関地区支部	750-0066	下関市東大和町1-7-1下関港湾合同庁舎	九州運輸局 下関海事事務所気付	083-266-7151
鹿児島地区支部	892-0823	鹿児島市泉町16番4号　産業ビル505号	鹿児島県旅客船協会内	099-222-2352
佐世保地区支部	857-0855	佐世保市新港町8-1 新みなとターミナル1F	佐世保旅客船協会内	0956-22-6575
福岡地区支部	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎新館	九州運輸局 船員労働環境課気付	092-472-3175
大分地区支部	876-0857	大分県佐伯市常盤西町3番10号102	大分県海運組合佐伯支部気付	0972-22-1446
熊本地区支部	869-3207	宇城市三角町三角浦1160三角港湾合同庁舎	熊本運輸支局 三角庁舎気付	0964-52-2069
宮崎地区支部	880-0858	宮崎市港2-6	宮崎県漁業協同組合連合会　漁政部気付	0985-28-6111
佐賀地区支部	847-0875	佐賀県唐津市西唐津1丁目6151-5	佐賀県旅客船協会内	0955-73-4431
北九州地区支部	808-0034	福岡県北九州市若松区本町1-13-20	洞海港湾労働者福祉センター1F　九州支部内	093-701-5824
11沖縄支部	900-0012	那覇市泊3-1-8	(一社)沖縄旅客船協会内	098-862-0733

船員災害防止協会って？

せんさいぼうが略称です。船員の安全の確保と船内衛生の向上のための対策を自主的に推進する団体で、安全・生存対策等の各種講習会の開催や訪船指導などを行っています。

1967年（昭和42年）に、「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づき、現・国土交通省と現・厚生労働省の認可を受け設立されました。

設立以来、半世紀にわたって、船舶所有者、海運・水産関係団体、関係省庁などと連携しながら、船員の災害を防止する活動を積極的に行ってきました。

せんさいぼうは、会員の皆様の自主的な船員災害防止活動のお手伝いをしています。いつでも、どんなことでもご相談下さい。

令和５年度(第67回)船員労働安全衛生月間

実施のしおり

〒102-0083
東京都千代田区麹町4-5　海事センタービル4F
TEL:03-3263-0918　FAX:03-3263-0910
ウェブサイト：https://www.sensaibo.or.jp
e-mail　hptanto@sensaibo.or.jp

船員災害防止協会

船員災害防止協会
二次元コード